

※この法令は廃止されています。
平成二十三年国土交通省令第五号

山村境界基本調査作業規程

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第三
条第二項の規定に基づき、山村境界基本調査作
業規程を次のように定める。

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 計画(第九条―第十三条)

第三章 現地調査(第十四条―第二十条)

第四章 山村境界基本測量(第二十一条―第二十六条)

第五章 山村境界基本調査図及び山村境界基本
調査簿の作成(第四十七条・第四十八
条)

附則

第一章 総則

第一条 国土調査法(昭和二十六年法律第八十
号。以下「法」という。)第二条第二項の規定
による地籍調査の基礎とするために行う土地及
び水面の測量のうち、市街地以外の地域におけ
る山村境界基本調査点の現地における位置を明
らかにするために行う測量(以下「山村境界基本
本調査」という。)に関する作業規程の準則は、
この省令の定めるところによる。

(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用
語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ
による。

一 公図等 不動産登記法(平成十六年法律第
百二十三号)第十四条第一項の地図又は同条
第四項の地図に準ずる図面をいう。

二 山村境界基本調査点 公図等に表示された
土地の区画又は位置及び形状を構成する点の
うち三筆以上の土地の境を構成するものであ
つて、主として山林が占める地域及びその周
辺の地域にあるものをいう。

三 現地調査 山村境界基本調査点に対応する
と推定される地物の有無の調査をいう。

四 山村境界基本調査点測量 山村境界基本調
査点に対応すると推定される地物が示す地点
の測量をいう。

五 山村境界基本三角点 山村境界基本調査点
測量の基礎とするために設置する基準点のう
ち、国土調査法施行令(昭和二十七年政令第
五十九号。以下「令」という。)別表第三に
掲げる地籍基本三角点をいう。

六 山村境界基本三角測量 山村境界基本三角
点の測量をいう。

七 山村境界基本多角点 山村境界基本調査点
測量の基礎とするために設置する基準点のう
ち、令別表第三に掲げる地籍基本多角点をい
う。

八 山村境界基本多角測量 山村境界基本多角
点の測量をいう。

九 山村境界基本細部点 山村境界基本調査点
測量の基礎とするために設置する基準点のう
ち、令別表第三に掲げる地籍基本細部点をい
う。

十 山村境界基本細部測量 山村境界基本細部
点の測量をいう。

十一 山村境界基本調査基準点 山村境界基本
三角点、山村境界基本多角点又は山村境界基
本細部点をいう。

十二 山村境界基本細部多角点 山村境界基本
細部点のうち、多角測量法により決定された
ものをいう。

十三 山村境界基本細部放射点 山村境界基本
細部点のうち、放射法により決定されたもの
をいう。

(趣旨の普及)

第十三条 山村境界基本調査を行う者は、あらかじ
め山村境界基本調査の意義及び作業の内容を一
般に周知し、その実施について地域住民その他
の者の協力を得るように努めるものとする。

(山村境界基本調査の作業)

第十四条 山村境界基本調査の作業は、次に掲げる
とおりとする。

一 現地調査

二 山村境界基本三角測量、山村境界基本多角
測量及び山村境界基本細部測量

三 山村境界基本調査点測量

四 山村境界基本調査図及び山村境界基本調査
簿の作成
(計量単位)

第五条 前条第二号及び第三号に規定する測量
(以下「山村境界基本測量」という。)における

計量単位は、計量法(平成四年法律第五十一
号)第八条第一項に規定する法定計量単位(同
法附則第三条及び第四条の規定により法定計量
単位とみなされる計量単位を含む。)によるも
のとする。

(管理及び検査)

第六条 山村境界基本調査を行う者又は山村境界
基本調査の結果について認証を行う者は、山村
境界基本調査が令別表第三に定める誤差の限度
内の精度を保ち、かつ、山村境界基本調査に関
する記録の記載又は表示に誤りがないように管
理し、及び検査を行うものとする。

(記録等の保管)

第七条 山村境界基本調査を行う者は、山村境界
基本調査に関する資料及び測量記録その他の記
録を保管しなければならない。

(省令に定めのない方法)

第八条 山村境界基本調査を行う者は、地形の状
況等によりこの省令に定める方法によりがたい
場合には、国土交通大臣の承認を受けて、この
省令に定めのない方法により山村境界基本調査
を実施することができる。

第二章 計画

(山村境界基本調査の実施に関する計画)

第九条 山村境界基本調査を行う者は、当該山村
境界基本調査の開始前に、次に掲げる事項につ
いて山村境界基本調査の実施に関する計画を作
成するものとする。

一 調査地域及び調査面積

二 調査期間

三 山村境界基本調査図の縮尺

四 作業計画

(山村境界基本調査図の縮尺)

第十条 山村境界基本調査図の縮尺は、二千五百
分の一又は五千分の一とする。

(作業計画)

第十一条 第九条第四号の作業計画は、現地調
査、山村境界基本測量並びに山村境界基本調
査図及び山村境界基本調査簿の作成の各作業別
に定めるものとする。この場合において、各作業
間の相互の関連及び進捗を考慮して作成するも
のとする。

第三章 現地調査

(現地調査図素図の作成)

第十二条 現地調査は、現地調査図素図を作成し
て着手するものとする。

第十三条 現地調査図素図は、公図等を透明紙に透き写
したものを又は写真複写したものに、次に掲げる
事項を表示して作成するものとする。

一 名称
二 番号
三 縮尺及び方位
四 土地の所有者の氏名又は名称
五 地番
六 地目
七 山村境界基本調査点及びその番号
八 隣接する現地調査図素図の番号
九 作成年月日及び作成者の氏名

3 土地の位置及び形状を明らかにするために特
に必要がある場合は、前項各号に規定するもの
のほか、公図等に表示された土地の区画又は位
置及び形状を構成する点のうち二筆の土地の境
を構成するもの(以下「山村境界基本調査補助
点」という。)及びその番号を併せて表示する
ものとする。

4 現地調査図素図の作成に当たっては、必要に
応じ、当該調査地域の山村境界基本調査点(前
項の表示を行った場合は、山村境界基本調査補
助点を含む。以下同じ。)の現地における位置
に精通している者(以下「現地精通者」とい
う。)の証言を求めるものとする。

(現地調査の実施)

第十三条 現地調査は、現地調査図素図に基づい
て行うものとする。

2 現地調査を行ったときは、現地調査図素図に
調査年月日を記録するとともに、山村境界基本
調査点に対応すると推定される地物の有無を表
示して、現地調査図を作成するものとする。

3 現地調査に当たっては、必要に応じ、現地精
通者の証言を求めるものとする。

第四章 山村境界基本測量

第一節 総則

(山村境界基本測量の方式)

第十四条 山村境界基本測量は、地上測量による
数値法によつて行うものとする。

(測量の基礎とする点)

第十五条 山村境界基本測量は、基本三角点(測
量法(昭和二十四年法律第八十八号)第二章
の規定による基本測量の成果である三角点及び
電子基準点をいう。以下同じ。)若しくは基本
水準点(同法第二章の規定による基本測量の成
果である水準点をいう。)若しくは法第十九条
第二項の規定により認証され、若しくは同条第
五項の規定により指定された基準点又はこれら
と同等以上の精度を有する基準点(以下「基準

点等」という。)を基礎として行わなければならない。

(位置及び方向角の表示の方法)

第十六条 山村境界基本測量における地点の位置は、令別表第一に掲げる平面直角座標系(以下「座標系」という。)による平面直角座標値(以下「座標値」という。)及び測量法施行令(昭和二十四年政令第三百二十二号)第二条第二項に規定する日本水準原点を基準とする高さ(以下「標高」という。)で表示するものとする。

(山村境界基本調査図の図郭)

第十七条 山村境界基本調査図の図郭は、地図上において座標系原点からX軸の方向に二十五センチメートル、Y軸の方向に三十五センチメートルごとに区画して定めるものとする。

(作業の順序)

第十八条 山村境界基本測量は、次に掲げる作業の順序に従って行うものとする。

- 一 山村境界基本三角測量
 - 二 山村境界基本多角測量
 - 三 山村境界基本細部測量
 - 四 山村境界基本調査点測量
- 2 前項第四号に掲げる作業において、令別表第四に定める誤差の限度内の精度を保つことができる場合は、前項第一号から第三号までに掲げる作業の全部又は一部を省略することができる。

(山村境界基本調査基準点の配置)

第十九条 山村境界基本調査基準点は、調査地域における基準点等の配置を考慮し、適正な密度をもって配置するものとする。

(標識の設置の承諾)

第二十条 山村境界基本調査基準点に標識を設置するに当たっては、あらかじめ、当該標識を設置する土地の所有者又は管理者の承諾を得るものとする。

第二節 山村境界基本三角測量

(山村境界基本三角測量の方法)

第二十一条 山村境界基本三角測量は、多角測量法により行うものとする。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合には、直接水準測量法を併用することができる。

(山村境界基本三角点の選定)

第二十二条 山村境界基本三角点は、後続の測量を行うのに便利であり、かつ、標識の保存が確實である位置に選定するものとする。

2 山村境界基本三角点は、調査地域に平均的に配置するように選定するものとする。

(多角路線の選定)

第二十三条 山村境界基本三角測量における多角路線の選定に当たっては、基準点等(補助基準点を除く。以下この条において同じ。)又は山村境界基本三角点を結合する多角網を形成するように努めなければならない。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合には、単路線を形成することができる。

2 前項の多角路線は、なるべく短い経路を選定しなければならない。

3 第一項の多角路線の次数は、基準点等又は山村境界基本三角点を基礎として一次までとする。

(選点図)

第二十四条 山村境界基本三角点及び前条の多角路線の選定の結果は、山村境界基本三角点選点図に取りまとめるものとする。

(標識の設置)

第二十五条 山村境界基本三角点には標識を設置するとともに、その保全及び管理のための適切な措置を講ずるものとする。

(観測、測定及び計算)

第二十六条 山村境界基本三角測量における観測及び測定は、地図及び簿冊に令で定める限度以上の誤差が生じないように行うものとする。

2 山村境界基本三角点の座標値及び標高は、前項の観測及び測定の結果に基づいて求めるものとし、その結果は、山村境界基本三角点網図及び山村境界基本三角点成果簿に取りまとめるものとする。

第三節 山村境界基本多角測量

(山村境界基本多角測量の方法)

第二十七条 山村境界基本多角測量は、多角測量法により行うものとする。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合には、直接水準測量法を併用することができる。

(山村境界基本多角点の選定)

第二十八条 山村境界基本多角点は、後続の測量を行うのに便利であり、かつ、標識の保存が確實である位置に選定するものとする。

2 山村境界基本多角点は、調査地域に平均的に配置するように選定するものとする。

(多角路線の選定)

第二十九条 山村境界基本多角測量における多角路線の選定に当たっては、基準点等、山村境界

基本三角点又は山村境界基本多角点(以下「山村境界基本多角点等」という。)を結合する多角網又は単路線を形成するものとする。

2 前項の多角路線の次数は、基準点等(補助基準点を除く。)又は山村境界基本三角点を基礎として一次までとする。ただし、隣接する調査地域における山村境界基本多角測量により設置された山村境界基本多角点を与点とする場合には、二次までとすることができる。

(選点図)

第三十条 山村境界基本多角点及び前条の多角路線の選定の結果は、山村境界基本多角点選点図に取りまとめるものとする。

(標識の設置)

第三十一条 山村境界基本多角点には標識を設置するとともに、その保全及び管理のための適切な措置を講ずるものとする。ただし、既設の工作物を利用することを妨げない。

(観測、測定及び計算)

第三十二条 山村境界基本多角測量における観測及び測定は、地図及び簿冊に令で定める限度以上の誤差が生じないように行うものとする。

2 山村境界基本多角点の座標値及び標高は、前項の観測及び測定の結果に基づいて求めるものとし、その結果は、山村境界基本多角点網図及び山村境界基本多角点成果簿に取りまとめるものとする。

第四節 山村境界基本細部測量

(山村境界基本細部測量の方法)

第三十三条 山村境界基本細部測量は、多角測量法によることを原則とする。ただし、見通し障害等によりやむを得ない場合には、放射法によることができる。

(山村境界基本細部点の選定)

第三十四条 山村境界基本細部点は、後続の測量を行うのに便利であり、かつ、標識の保存が確實である位置に選定するものとする。

(多角測量法による山村境界基本細部測量)

第三十五条 多角測量法による山村境界基本細部測量における多角路線の選定に当たっては、山村境界基本多角点等又は山村境界基本細部多角点(以下「山村境界基本細部多角点等」という。)を結合する多角網又は単路線を形成するものとする。ただし、見通し障害等により真にやむを得ない場合には、閉合路線を形成することができる。

2 前項の多角路線の次数は、山村境界基本多角

(放射法による山村境界基本細部測量)

第三十六条 放射法による山村境界基本細部測量は、山村境界基本細部多角点等を与点として行うものとする。ただし、見通し障害等により真にやむを得ない場合には、節点一点による開放路線を形成することができる。

2 放射法による山村境界基本細部測量は、山村境界基本三角測量、山村境界基本多角測量又は多角測量法による山村境界基本細部測量に引き続き行う場合を除き、あらかじめ与点の点検測量を行うものとする。

3 放射法による山村境界基本細部測量において水平角の観測を行う場合は、与点と同一の多角網に属する山村境界基本細部多角点等を基準方向とし、与点から山村境界基本細部放射点までの距離は、与点から基準方向とした山村境界基本細部多角点等までの距離より短くするものとする。

4 山村境界基本細部放射点の次数は、山村境界基本細部多角点等を基礎として二次までとする。

(標識の設置)

第三十七条 山村境界基本細部点には、標識を設置するものとする。ただし、既設の工作物を利用することを妨げない。

(観測、測定及び計算)

第三十八条 山村境界基本細部測量における観測及び測定は、地図及び簿冊に令で定める限度以上の誤差が生じないように行うものとする。

2 山村境界基本細部点の座標値は、前項の観測及び測定の結果に基づいて求めるものとし、その結果は、山村境界基本細部点網図及び山村境界基本細部点成果簿に取りまとめるものとする。

第五節 山村境界基本調査点測量

(山村境界基本調査点測量の方法)

第三十九条 山村境界基本調査点測量(山村境界基本調査補助点の測量を含む。以下同じ。)は、多角測量法、放射法又は単点観測法により行うものとする。

(山村境界基本調査点測量の基礎とする点)

第四十条 山村境界基本調査点測量は、単点観測法によるものを除き、山村境界基本多角点等及び山村境界基本細部点(以下「山村境界基本細部点等」という。)を基礎として行うものとする。

(多角測量法による山村境界基本調査点測量)
第四十一条 多角測量法による山村境界基本調査点測量における多角路線の選定に当たっては、山村境界基本細部点等を結合する多角網又は単路線を形成するよう努めなければならない。ただし、見通し障害等により真にやむを得ない場合には、閉合路線を形成することができる。

(放射法による山村境界基本調査点測量)
第四十二条 放射法による山村境界基本調査点測量は、山村境界基本細部点等を与点として行うものとする。

2 放射法による山村境界基本調査点測量は、山村境界基本三角測量、山村境界基本多角測量又は山村境界基本細部測量に引き続き行う場合を除き、あらかじめ与点の点検測量を行うものとする。

3 放射法による山村境界基本調査点測量において水平角の観測を行う場合は、与点と同一の多角網に属する山村境界基本細部点等を基準方向とし、与点から山村境界基本調査点の距離は、基準方向とした山村境界基本細部点等までの距離より短くするものとする。

(単点観測法による山村境界基本調査点測量)
第四十三条 観測に使用する測位衛星の数は五以上とし、受信高度角は十五度以上とする。

2 単点観測法により観測された山村境界基本調査点の座標値は、周辺の山村境界基本細部点等との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

(次数の制限)

第四十四条 山村境界基本調査点測量(単点観測法によるものを除く)における山村境界基本調査点の次数は、山村境界基本細部点等を基礎として、多角測量法にあつては二次までとし、その他の方法にあつては一次までとし、基準点等(補助基準点を除く)又は山村境界基本三角点を基礎として求めた山村境界基本調査点の通算次数は、五次までとする。

(山村境界基本調査点の明示)
第四十五条 山村境界基本調査点測量は、現地に測量上の位置を明示して行うものとする。ただし、既設の工作物を利用する場合でその位置が明示されているものについてはこの限りでない。

(観測、測定及び計算)

第四十六条 山村境界基本調査点測量における観測及び測定は、令別表第四に定める誤差の限度

に準じて、当該誤差の限度以上の誤差が生じないように行うものとする。

2 山村境界基本調査点の座標値は、前項の観測及び測定の結果に基づいて求めるものとし、その結果は、山村境界基本調査点成果簿に取りまとめるものとする。

3 山村境界基本調査点の位置及び番号は、山村境界基本調査点測量図に取りまとめるものとする。

4 山村境界基本調査点測量図には、前項に規定するもののほか、山村境界基本調査基準点の位置及び番号並びに相隣る山村境界基本調査点を結ぶ線を記載するものとする。

5 山村境界基本調査点測量図の縮尺は、二千五百分の一又は五千分の一とする。

6 山村境界基本調査点測量図の一部において当該山村境界基本調査点測量図の縮尺では山村境界基本調査点の状況を所要の精度をもって表示することが困難である場合には、当該部分について所要の精度をもって表示するに足りる縮尺の明細図を別に作成することができる。

第五章 山村境界基本調査図及び山村境界基本調査簿の作成

(山村境界基本調査図原図及び山村境界基本調査簿案)

第四十七条 山村境界基本測量を終了したときは、山村境界基本調査図原図及び山村境界基本調査簿案を作成するものとする。

2 前項の山村境界基本調査図原図は、現地調査図、山村境界基本三角点成果簿、山村境界基本多角点成果簿、山村境界基本細部点成果簿、山村境界基本調査点成果簿及び山村境界基本調査点測量図に基づいて作成するものとする。

3 山村境界基本調査図原図の一部において当該山村境界基本調査図原図の縮尺では山村境界基本調査点の状況を所要の精度をもって表示することが困難である場合には、当該部分について所要の精度をもって表示するに足りる縮尺の明細図を別に作成することができる。

4 第一項の山村境界基本調査簿案は、山村境界基本三角点成果簿、山村境界基本多角点成果簿及び山村境界基本細部点成果簿に基づいて作成するものとする。

(山村境界基本調査図及び山村境界基本調査簿)

第四十八条 前条において作成した山村境界基本調査図原図及び山村境界基本調査簿案について、法第十七条の規定による手続が終了したと

きは、それぞれを山村境界基本調査の成果としての山村境界基本調査図及び山村境界基本調査簿とする。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二八年四月二二日国土交通省令第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(山村境界基本調査作業規程準則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この省令の施行前に、第三条の規定による改正前の山村境界基本調査作業規程準則に基づいて作成され国土調査法第四条第三項又は第五条第一項の届出のあった作業規程については、第三条の規定による改正後の山村境界基本調査作業規程準則に基づいて作成され同法第四条第三項又は第五条第一項の届出のあったものとみなす。